

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士山元昭則、同高尾實連名の上告趣意のうち、憲法三六条、一三条違反をいう点は、当裁判所の判例（最高裁昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻三号一九一頁）の趣旨に徴して理由がなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

また、記録を調査しても、刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない（本件各強盗殺人罪の成立を肯定した原判断は、正当として是認することができる。本件は、被告人が怨恨と金品奪取の目的などから知人とその連れを殺害し、翌日生命共済金取得の目的などから自らの妻を殺害し、結局三名の生命を相次いで奪った事案であって、犯行に計画性があるうえ、木製バット、ベルト、ロープを用いた殺害の手段方法が残忍かつ執拗である。以上のような本件犯行の罪質、態様その他諸般の情状に照らすと、被告人には前科がなく、改俊の情が見られることなどを考慮しても、原判決が言い渡した死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。 ）。

よって、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官板山隆重 公判出席

平成二年四月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	香	川	保 一
裁判官	奥	野	久 之

裁判官 中 島 敏 次 郎